環境管理システムに関する参考資料

（参考１）農林水産省環境方針

（参考２）環境側面調査表

（参考３）法的要求事項等調査表（集約表）

（参考４）環境目的及び環境目標並びに実施計画登録表

（参考１）

農林水産省の環境方針

平成１７年１２月６日

１　基本理念

廃棄物の増大や、生物多様性の危機、地球温暖化の進展等、今や地球環境問題は、私達を取り巻く重大な問題になっています。その根源は私たちの日常生活や通常の事業活動に起因するものであり、社会を構成するすべての主体がこの解決に向けて自主的かつ積極的に取組を進めることが求められています。

農林水産業は、本来、自然環境に働きかけて、これを上手に利用し、その恵みを享受する生産活動です。しかしながら、耕作放棄地等の増加、里山林の荒廃、肥料、農薬の過剰投入や家畜排せつ物の不適切な管理等による自然環境への悪影響の発生が懸念される現状にあります。

農林水産業の持続的な発展のためには、農地・農業用水等の地域資源の保全・管理、担い手の確保とともに、農林水産業の自然循環機能の維持・増進が不可欠です。

このため、農林水産省では、これまでも、環境保全型農業の推進、健全な森林の整備・保全と木材利用の推進、藻場・干潟の造成などに取り組んできたところです。また、平成１５年１２月には、「農林水産環境政策の基本方針」を決定し、この基本方針の下、農林漁業者の主体的な努力を基本として、農林水産業の自然循環機能の維持・増進とともに、農山漁村の健全で豊かな自然環境の保全・形成に向けた施策を展開することとしています。

このような施策展開のほか、農林水産省自身も一事業者として、省エネルギーやリサイクル等を通じて、自らが率先して環境への配慮を行う必要があります。

このような基本的な考え方を踏まえ、農林水産省では、本省においてＩＳＯ１４００１に基づく環境管理システムを導入し、環境負荷低減及び環境保全の取組を着実に進めることとします。また、職員一人一人の活動を環境に配慮したものとし、その定着を図ります。

２　基本方針

（１）「農林水産環境政策の基本方針」に基づき、環境保全を重視した農林水産業に移行することを目指します。

（２）物品やサービスの購入に当たっては、農林水産省の「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境負荷の少ない製品等を積極的に選択し、グリーン調達を最大限進めます。

（３）本省庁舎における様々な日常活動に関して、「農林水産省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための実行すべき措置について定める実施計画」を積極的に実行し、省資源・省エネルギー、廃棄物の削減などに努めます。

（４）農林水産省と取引などがある受注業者等に対しては、発注に当たり、環境に配慮した行動をとるよう求めていきます。

（５）環境に関連する法令及び計画等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。

（６）環境管理システムを定期的に見直し、継続的な改善に努めるとともに、環境方針及びその運用成績を公表します。

（参考２）

環境側面調査表

環境側面		環境側面の原因要素	局庁	課	影響発生区分			環境影響区分											環境影響評価			著しい環境側面	法的要求事項等の適用
								自然環境				地球環境				その他							
					定時的	非定時的	緊急時	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	悪臭	地球温暖化	オゾン層破壊	資源枯渇	廃棄物の排出	人の健康被害			環境影響の発生頻度	環境影響の発生量	環境影響の重大性		
オフィス活動	１．電気の使用																		3	2	2	○	
		室内の照明	全局	全課	○							○		○									
		コピー機の使用	全局	全課	○							○		○									
		コンピューター機器の使用	全局	全課	○							○		○									
		個別空調設備の使用	全局	全課	○							○		○									
		エレベーターの使用	全局	全課	○							○		○									
		家電製品の使用	全局	全課	○							○	○	○									
	２．都市ガスの使用																		3	2	2	○	
		給湯器の使用	全局	全課	○							○		○									
		浴室（浴槽）の使用	全局	全課	○							○		○									
		ガスコンロの使用	全局	全課	○							○		○									
	３．水の使用																		3	2	2	○	
		トイレの使用	全局	全課	○									○									
		給湯室の使用	全局	全課	○				○					○									
		浴室（浴槽）の使用	全局	全課	○				○					○									
	４．紙の使用																		3	2	2	○	
		コピー機の使用	全局	全課	○									○	○								
		コンピューター機器の使用	全局	全課	○									○	○								
		外注印刷物	全局	全課	○									○	○								
		発送業務（封筒）	全局	全課	○									○									
		トイレの使用	全局	全課	○									○									
	５．物品等の購入及び契約																		3	2	2	○	
		その他の事務（指定物品等の購入及び契約）	全局	全課	○									○	○								
	６．廃棄物等の排出																		3	2	2	○	○
		粗大ゴミの排出（机・椅子等）	全局	全課	○										○								
		不燃ゴミの排出（プラスチック等）	全局	全課	○										○								
		資源ゴミの排出（ビン・ペットボトル等）	全局	全課	○										○								
		可燃ゴミの排出（生ごみ・紙・雑ごみ等）	全局	全課	○										○								
	７．ガソリンの使用																		3	2	2	○	
		官用車の使用	全局	全課	○			○				○			○								
	８．業務受託業者等への働きかけ																		2	2	2	○	
		電磁的記録媒体の使用	全局	全課	○			○	○	○		○	○	○	○		○						

（参考２）

環境側面調査表

環境側面		環境側面の原因要素	局庁	課	影響発生区分			環境影響区分												環境影響評価			著しい環境側面	法的要求事項等の適用
								自然環境				地球環境				その他								
					定時的	非定時的	緊急時	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	悪臭	地球温暖化	オゾン層破壊	資源枯渇	廃棄物の排出	人の健康被害				環境影響の発生頻度	環境影響の発生量	環境影響の重大性		
庁舎管理	１．電気の使用																			3	2	2	○	
		全館空調設備の使用	大臣官房	経理課	○							○		○										
		廊下等の照明	大臣官房	経理課	○							○		○										
		エレベーターの使用（再掲）	大臣官房	経理課	○							○		○										
	２．水の使用																			2	2	2	○	
		全館空調設備の使用	大臣官房	経理課	○									○										
	３．廃フロン等の排出																			2	2	2	○	○
		官用車のメンテナンス	大臣官房	経理課		○						○	○											
		空調設備等のメンテナンス	大臣官房	経理課		○						○	○											
		非常用電源設備のメンテナンス	大臣官房	経理課		○						○	○											
	４．ＰＣＢの飛散																			2	3	2	○	○
		廃トランス等の保管	大臣官房	経理課			○		○	○														
	５．燃料の漏洩																			2	3	2	○	○
		非常用電源設備の管理	大臣官房	経理課			○		○	○														
	６．廃棄物等の排出																			2	3	2	○	○
		感染症廃棄物（使用済みの注射針、ガーゼ等）	大臣官房	厚生課	○										○		○							
		産業廃棄物（エックス線フィルム）	大臣官房	厚生課	○										○									
		公共工事における建築副産物	大臣官房	経理課	○										○									
	７．材料の消費																			2	3	2	○	○
		公共工事における建築資材の使用	大臣官房	経理課	○									○	○									

評価の基準

項目			説明	点数
環境影響の発生頻度	定常時	高	ほぼ毎日使用又は発生するもの	3
		中	「高」、「低」以外のもの	2
		低	ほとんど使用又は発生しないもの	1
	非定常時緊急時	高	非定常時又は緊急時において発生する可能性が高いもの	3
		中	「高」、「低」以外のもの	2
		低	非定常時又は緊急時において発生する可能性が低いもの	1
環境影響の発生量		多	多量のもの	3
		中	中程度のもの	2
		少	少量のもの	1
環境影響の重大性		大	重大な、又は広域的な環境への影響があるもの	3
		中	「大」、「小」以外のもの	2
		小	軽微な又は局所的な環境への影響があるもの	1

（参考３）

法的要求事項等調査表（集約表）

業務等	局庁	課	法令等の名称	主な要求事項	対象設備・物質等	基準	特定業務
産業廃棄物処理業務	大臣官房	厚生課	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者の設置要綱	・特別管理産業廃棄物保管基準の遵守 ・特別管理産業廃棄物の収集、処理委託基準の遵守 ・特別管理産業廃棄物管理責任者の設置・届出 ・特別管理産業廃棄物の処理に関する事項の報告 ・産業廃棄物管理票に係る適切な取扱・報告等	感染性廃棄物（診療所）	・産業廃棄物管理票に係る適切な取扱及び報告等 ・特別管理産業廃棄物責任者の設置、届出	○
産業廃棄物（エックス線フィルム）	大臣官房	厚生課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	・産業廃棄物保管基準の遵守 ・産業廃棄物の収集、処理委託基準の遵守 ・産業廃棄物管理票による管理	エックス線フィルム（診療所）	産業廃棄物管理票に係る適切な取扱及び報告等	
ごみ処理業務	大臣官房	経理課	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例	・事業用大規模建造物における再利用計画書の作成 ・廃棄物管理責任者の選任 ・産業廃棄物保管場所の設置 ・産業廃棄物保管基準の遵守 ・産業廃棄物収集運搬、処分等委託基準の遵守 ・産業廃棄物管理票に係る適切な取扱・報告等 ・一般廃棄物保管場所の設置 ・一般廃棄物保管基準の遵守 ・一般廃棄物の運搬、処分等委託基準の遵守 ・一般廃棄物管理票による適切な取扱・報告等	廃棄物	・廃棄物に係る法令、条例等で定められた基準等の遵守 ・産業廃棄物管理票に係る適切な取扱及び保管等	
設備管理業務	大臣官房	経理課	騒音規制法	・特定施設の届出 ・騒音規制基準の遵守	原動機の定格出力7.5kw以上の送風機及び排風機	・特定施設の届出 ・騒音規制基準の遵守	
排水除害設備保守点検業務	大臣官房	経理課	・下水道法 ・東京都下水道条例	・特定施設の届出 ・水質管理責任者の選任 ・水質の測定及び水質基準の遵守	排水除害施設	・特定施設の届出 ・水質の測定及び水質基準の遵守	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理業務	大臣官房	経理課	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ・東京都ＰＣＢ適正管理指導要綱	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況の届出 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の期限内処分	ポリ塩化ビフェニル廃棄物	・適正処理及び届出 ・特別管理産業廃棄物に係る基準の遵守等	○
			・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者の設置要綱	・特別管理産業廃棄物保管基準の遵守 ・特別管理産業廃棄物管理責任者の設置・届出 ・廃棄時の適正処理等（運搬・処分委託基準の遵守、産業廃棄物管理票の適切な取扱等）			
地下タンク貯蔵所及び配管点検業務	大臣官房	経理課	消防法 水質汚濁防止法	・危険物貯蔵所の設置等許可 ・危険物に係る貯蔵、取扱等の基準の遵守 ・危険物取扱者による危険物の適切な取扱等 ・防火管理者の選任 ・消防用設備定期点検の実施	重油タンク（Ａ重油）100,000Ｌ（非常用自家発電機用）	・危険物貯蔵所の設置等許可 ・危険物に係る基準等の遵守	○

業務等	局庁	課	法令等の名称	主な要求事項	対象設備・物質等	基準	特定業務
エネルギー管理業務	大臣官房	経理課	エネルギーの使用の合理化に関する法律	・エネルギーの管理指定工場の指定 ・エネルギーの使用量等の状況報告 ・エネルギー管理員の選任・届出	エネルギー（本省）	・定期報告書の提出 ・エネルギー管理員の選任・届出	
		環境政策課		・特定事業者の指定 ・事業者としてのエネルギーの使用量等の状況報告 ・エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者の選任・届出 ・事業者単位でのエネルギー管理の実施 ・中長期計画書・定期報告書の提出	エネルギー（農林水産省）	・事業者としてのエネルギーの使用量等の状況報告 ・エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者の選任・届出 ・事業者単位でのエネルギー管理の実施 ・中長期計画書・定期報告書の提出	
特定家庭用機器の廃棄業務	大臣官房	経理課	特定家庭用機器再商品化法	廃棄時の適正処理	特定家庭用機器廃棄物	・廃棄時の適正処理 ・マニフェスト伝票に係る適切な取扱及び保管等	
自動車の交換購入等業務	大臣官房	経理課	使用済自動車の再資源化等に関する法律	・使用済自動車の適正処理 ・再資源化等預託金等の預託	公用車	自動車交換購入時等の適正処理	
パソコンの売払等業務	大臣官房	経理課	資源の有効な利用の促進に関する法律	使用済機器の適正処理	パソコン	売払時等の適正処理	
グリーン契約法に基づく温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約業務	大臣官房	環境政策課	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約	自動車の購入・リース、電力の契約、省エネルギー改修事業に係る契約、建築物に係る契約	国及び独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針	
グリーン購入法に基づく環境物品等調達業務	大臣官房	環境政策課	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	環境物品等の調達	物品、役務、公共工事等	環境物品等の調達の推進に関する基本方針	
温室効果ガス排出削減業務	大臣官房	環境政策課	地球温暖化対策の推進に関する法律	温室効果ガス排出量の削減	本省庁舎全体	平成１３年度比で平成２２年度から平成２４年度までの平均で１０％以上削減	
環境配慮の状況等の公表	大臣官房	環境政策課	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	事務・事業の実施に係る環境配慮の状況を広く国民に公表する。	当省が実施する事務・事業	環境報告書の発行	

*特定業務は、危険物の取扱い又は特別管理産業廃棄物の保管業務を言う。